

參 考 資 料

直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム（第2回）

議事次第

平成21年12月2日(水)
9:00~60分程度
国土交通省4階省議室

1. 開会

2. 意見交換

3. 閉会

〔配布資料〕

- 当面の検討事項（案）（11月19日第1回ワーキングチーム資料）
(総務省提出資料)
(財務省提出資料)
(農林水産省提出資料)
(国土交通省提出資料)

〔参考資料〕

11月19日第1回ワーキングチーム配布資料（抄）

当面の検討事項（案）

1. 平成22年度予算における直轄事業負担金制度等の見直しについて
 - 維持管理費負担金等の見直しについて
 - ・修繕費に係る負担金の取扱い
 - ・流水占用料等の帰属
 - ・法令上の取扱い等
 - 直轄事業負担金の対象範囲の見直し
 - ・業務取扱費に係る負担金の見直し
2. 工程表（素案）の作成について
3. その他
 - ・平成21年度分の直轄事業負担金の請求について

当面の検討事項(案) に対する考え方

平成21年12月2日

**総務大臣政務官
小川 淳也**

当面の検討事項（案）に対する考え方①

1. 平成22年度予算における直轄事業負担金制度等の見直しについて

○ 維持管理費負担金等の見直しについて

【基本的考え方】

維持管理費負担金は平成22年度当初予算から全廃。

(理由)

地方からの要望を踏まえ、維持管理費は、管理者負担の原則から、管理者である国が平成22年度から全額負担すべき。

・修繕費に係る負担金の取扱い

【基本的考え方】

修繕費負担金は平成22年度当初予算から全廃。

(理由)

① 地方からの要望を踏まえ、維持管理費は、管理者負担の原則から、管理者である国が平成22年度から全額負担すべき。

② 維持費・修繕費の区分はあいまいであるため、修繕費負担金を残すべきではない。

・流水占用料等の帰属

【基本的考え方】

維持管理費負担金の廃止の方向性を打ち出したに過ぎない段階で、流水占用料等の帰属を議論すべきではない。

(理由)

① 流水占用料等は、使途の制限のない地方の重要な自主財源であり、維持管理費負担金という特定の使途と結びつけて議論するのは不適当。

② 実態としても、都道府県は、維持管理費負担金だけでなく、建設費負担金に加え一級河川の都道府県管理区間の管理費用を負担するほか、森林保全等水源涵養に係る費用なども負担している。

③ 平成11年の建設省通知において、「流水占用料等の額に相当する額については、河川の管理に要する費用に充当するよう特段の配慮」とされている。河川法上、「管理」は維持管理だけでなく建設も含む概念であり、また、使途についても、流水占用料等が一般財源であるとの性格から、「特段の配慮」とされており、地方の判断に委ねられている（別紙参照）。

当面の検討事項（案）に対する考え方②

・法令上の取扱い等

【基本的考え方】

道路法第50条、河川法第60条、土地改良法施行令第52条等、維持管理費負担金に係る根拠法令を削除すべき。

(理由)

維持管理費負担金制度の廃止を法令上明確にすべき。

○ 直轄事業負担金の対象範囲の見直し

【基本的考え方】

補助事業との均衡を図ることを基本に、直轄事業負担金の対象範囲の基準の明示・見直しを早急に行うとともに、徹底したコスト縮減に取り組むべき。

(理由)

現行制度は補助事業における取扱いと均衡を欠いているため。

・業務取扱費に係る負担金の見直し

【基本的考え方】

補助事業との均衡を図ることを基本に、対象となる経費の範囲の見直しや業務取扱費等の制限率及び業務取扱費等に占める人件費の制限率の設定などを行うべき。

(理由)

現行制度は補助事業における取扱いと均衡を欠いているため。

2. 工程表(素案)の作成について

工程表(素案)には最低限以下の事項は盛り込むべき。

① 直轄事業負担金は遅くとも平成25年度当初予算までに全廃

(理由)

マニフェストで直轄事業負担金制度の廃止を約束しているため。

当面の検討事項（案）に対する考え方③

2. 工程表（素案）の作成について（続き）

- ② 維持管理費負担金は平成22年度当初予算から全廃
(理由)

地方からの要望を踏まえ、維持管理費は、管理者負担の原則から、管理者である国が早急に全額負担すべき。

- ③ 直轄事業の範囲の縮減
(理由)

地域主権を確立し、地域のことは地域の住民が決める観点に立って、国の直轄事業は、全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業に限定し、それ以外は地方に委ねるべき。

- ④ 地方の意見の反映
(理由)

地域主権を確立し、国と地方の関係を対等・協力に改める観点に立って、直轄事業負担金制度を廃止した場合における直轄事業に対する地方の意見を反映する制度について、検討すべき。

3. その他

- ・平成21年度分の直轄事業負担金の請求について

【基本的考え方】

全国知事会申し合わせ(7/14)の基準を踏まえ、直轄事業負担金の対象範囲の見直しを行うなどにより、全国知事会の納得できる請求を行うこと。また、情報開示を徹底すること。

(理由)

都道府県知事が議会や住民への説明責任を果たすことができなければ、直轄事業負担金を支払うことができない。

- ・地方との十分な意見交換について

【基本的考え方】

- ・全国知事会からヒアリングを行った上でワーキングチームで取りまとめを行うこと。
- ・ワーキングチームの取りまとめ後、政府としての方針を決定する前に、全国知事会と閣僚レベルでの意見交換会を行うこと。

(理由)

ワーキングチームの取りまとめや政府としての方針決定に当たつては、当事者である全国知事会の意見を十分に反映させるべき。

直轄事業負担金に関するワーキングチーム 今後の進め方（案）

<12月2日> 第2回直轄事業負担金に関する ワーキングチーム

- ・各省が論点に対する考え方等を提示・議論
- ・論点整理



<12月4日> 第3回直轄事業負担金に関する ワーキングチーム

- ・論点整理について全国知事会からヒアリング
- ・論点整理



座長案を各省に提示

- ①平成22年度予算における方針
- ②工程表(素案)



<12月9日> 第4回直轄事業負担金に関する ワーキングチーム

- ・ワーキングチームとしての取りまとめ
- ①平成22年度予算における方針
- ②工程表(素案)



<12月中旬> 直轄事業負担金制度に関する意見交換会 (三大臣及び全国知事会)の開催 又はこれと同等の意見交換の場を開催



政府で方針を決定

○ 発電のための流水占用料等の最高限度額の改定等について

平成11年8月31日
建設省河調発第9号

建設省河川局長から
北海道開発局長・都道府県知事あて

発電のための流水占用料等の最高限度額については、平成11年8月31日付け別添告示(建設省告示第1655号)により改正されたが、その適用その他流水占用料等の徴収に関しては、下記事項に留意して遺憾のないようにされたい。

なお、昭和56年1月29日付け建設省河政発第6号(公営の発電事業に関する流水占用料等の徴収について)は、廃止する。

記

1 (略)

2 (略)

3 流水占用料等収入額の使途について

河川の適正な管理を一層推進するため、徴収した流水占用料等の額に相当する額については、河川の管理に要する費用に充当するよう特段の配慮をすること。

(参考)

河川法(昭和三十九年七月十日法律第百六十七号)

(一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担)

第六十条 都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用(指定区間に内における管理で第九条第二項の規定により都道府県知事が行うものとされたものに係る費用を除く。)については、政令で定めるところにより、その二分の一(改良工事のうち政令で定める大規模な工事(次項において「大規模改良工事」という。)に要する費用にあつてはその十分の三、その他の改良工事に要する費用にあつてはその三分の一、維持及び修繕に要する費用にあつてはその十分の四・五)を負担する。

論点整理

I. 22年度予算編成における維持管理負担金の取り扱い

- 異例に厳しい財政状況
- マニフェスト工程表の主要事項の実現のための財源確保
- 約1,700億円の国の負担増 ⇔ 直轄事業量の確保

II. 工程表（草案）

- マニフェストにおける『地域主権の確立』の諸課題
- 社会資本整備における国・地方の役割分担
- 工程表に基づき総合的に検討する中で、新しい枠組みを構築
- 23年度以降の予算編成

直轄事業負担金に係る論点（農林水産省）

直轄事業負担金制度の廃止に当たっての直轄土地改良事業における「受益者負担」の取扱いについて

(内容)

直轄土地改良事業は、

- ①事業による便益を受ける農業者が特定され、
 - ②法令に則して、受益者の同意と申請に基づき実施される
- という他の公共事業と異なる特性を有している。

この直轄土地改良事業の特性を踏まえ、当省では、今回の概算要求において、維持管理に係る直轄土地改良事業の地方負担のうち $1/2$ に相当する分（約3億円）を地方から求めない形で要求し、引き続き、県を通じて「受益者負担」を求める仕組みを維持。

建設に係る直轄土地改良事業の地方負担の見直しについても、地元の要請に適切に応えるための事業量の確保という観点とともに、「受益者負担」の原則を踏まえた検討が必要。

※ 今後、工程表（素案）の策定に当たっては、建設事業を含めた直轄事業負担金制度について、それぞれの事業特性を踏まえた議論を行う必要があることに留意すべき。

国土交通省 提出資料

修繕に係る負担金の取扱いについて

修繕については負担金の対象とすべき

- ・地方から、特に直轄事業負担金の維持管理分の廃止について強い要望が出ていることを踏まえ、国土交通省として、維持管理分の負担金収入がないものと仮置きして、来年度の概算要求を行ったところである。
- ・しかしながら、維持管理のうち「修繕」（河川については維持管理のうち起債対象とされている事業）は、施設の機能回復・向上を行うためのものであり、改築に近いものであることから、投資的経費とされ、修繕の負担金は起債対象として認められているところであり、維持とは性格が異なるものである。
- ・このため、修繕については、知事会等が主張する「管理主体である国が負担すべき」維持管理負担金に含めて一律に取り扱うのではなく、負担金の対象とすべきものと考えられる。
- ・なお、道路事業においては、地方が管理する道路の修繕に対する補助制度があることから、負担金と補助金のバランスを考える必要がある。

一級水系に係る流水占用料等の取扱いについて

流水占用料等は管理者である国に帰属すべき

- ・道路、港湾等の公物に係る占用料等は、一般的に管理に要する経費に充てるための財源として管理者に帰属すべきものである。
- ・新河川法の制定時（昭和38年）に、一級河川の管理は国とされたが、管理費用の一部を都府県が負担する（直轄事業負担金）ことをもって、流水占用料等は、従前のまま都府県の収入とされた。
- ・今回、直轄河川の維持管理費用を全額国費負担とするのであれば、流水占用料等は国の収入としないと、河川の管理に要する費用の財源であるべきこの収入の性格からして不適切である。

流水占用料等の帰属は維持管理に係る費用負担に対応して処理すべき

- ・流水占用料等は、許可に伴い増加する管理コストに充てられるべきものであり、この許可により新たに発生する業務は維持管理に関するものである。建設事業の実施とは直接リンクしない。

流水占用料等の帰属は管理主体及び費用負担と一体的な問題

- ・一部の自治体においては、失う流水占用料等収入が維持管理に係る負担金の額を上回るのは事実であるが、総額では維持管理に係る負担金の額が大きく上回る。
- ・流水占用料等の帰属の問題は、管理の主体と費用負担及びこのための財源を一体として考えるべき問題である。

一級水系における特定水利使用に係る流水占用料は、国に帰属すべき

- ・発電等の特定水利使用に係る事務については、一級河川の指定区間においても国が行うこととされている。これは、水資源の総合的な利用と開発を図るため、一級水系に係る流水を水系一貫の観点から総合的に管理するための措置である。
- ・特定水利使用については、その許可の実務や巡視・点検、下流に及ぶ流量の観測やコントロール等の事務を、国が相当の費用をもって実施しているところであり、流水占用料等はこれらの経費に充てるべきものである。

業務取扱費に係る負担金の見直し（平成22年度以降の取扱い）

事務費（業務取扱費）に係る直轄事業負担金と補助金は、そもそもの性格が異なることから、制度内容も異ならざるをえない。

- 補助事業は、単独事業を行う地方公共団体の通常の実施体制では不足する別途の体制が必要であるため、追加的な体制確保に必要な事務費を補助の対象としている。
- 一方、国は直轄事業しか行っておらず、その実施体制の確保に直接必要な事務費は、直轄事業により受益する地元地方公共団体と分担している。

業務取扱費に係る直轄事業負担金は、共通経費を按分して算定されるため、都道府県等に分かりにくく、内容の精査・確認に多大なコストが必要。

- 直轄事業は、全国的に構築された国の体制によって行われるため、地方整備局本局や国土技術政策総合研究所等の一部経費のように、各事務所が直轄事業を実施する上で必要となる共通経費については、按分によって都道府県等ごとの負担額を算定せざるを得ない。
- その結果、計算方法が複雑となるため、都道府県等にとって分かりにくく、内容の精査・確認に多大な労力が必要となるほか、国においても事務作業に多大なコストを要し、効率的ではない。

補助事業に係る事務費については、不適正経理が横行しており、直ちに根本的な解決を図るべき。

- 会計検査院が検査を行った全ての地方公共団体で、国土交通省所管の国庫補助事業の事務費を巡り、不適正経理が2年続けて発覚しており、重大な問題。制度自体のあり方を見直すべき。

会計検査院の検査結果

	検査対象の自治体 (a)	不適正経理が 発覚した自治体 (b)	(b)/(a)
平成19年度	12道府県	12道府県	100%
平成20年度	26府県2政令市 13中核市	26府県2政令市 13中核市	100%
(計)	38道府県2政令市 13中核市	38道府県2政令市 13中核市	100%

(注) 平成20年11月7日、
平成21年11月11日公表

以上を踏まえて

平成22年度から、直轄事業についても、補助事業についても、人件費等の事務費（業務取扱費）を撤廃すべきである。

- ・なお、地方の中にも、直轄事業負担金の業務取扱費と補助金の事務費を全廃すべきとの声もある。

2009年11月11日(水)

朝日新聞(夕刊) 14面

不正経理 全国に横行

検査院指摘と 自治体の調査 72億円判明

国の補助金などをめぐる地方自治体の不正経理問題で、会計検査院が08年度の検査報告でまとめた26府県と15市の約32億円の指摘とは別に、自治体の内部調査で約29億円の不正経理が判明したことが分かった。既に07年度の報告でまとめた12道府県の約11億円を加えた総額は約72億円となり、不正が全国で横行している雰囲気が浮かんだ。

(前田伸也、中村信義) 11面参照

今回の検査対象は、26府県と、大阪・千葉の両政令指定市と盛岡市など13中核市。前回同様、主に国土交通省と農林水産省から補助金が交付された事業の事務費を中心と調べるとともに、統計調査のため、総務省などが交付する補助金や、一部で国費が充てられる警視庁や県警などの事務費も調べた。どうした動きを受け、検査院が会計帳簿の提出を求めるところ、都道府県や指定市は独自に内

部調査を実施。24都道府県と静岡、浜松、大阪の3政令指定市で不正経理が判明した。

不正オンパレード

不正が約8億2千万円(国庫補助額は約3億9千万円)と突出して大きかったのは千葉県。掌本勝子・前知事の時代に内部調査を始めたがほどんど進まず、今年に入つて検査院が会計帳簿の提出を求めるところ、「預け」に加担した業者からのキックバックなどの証

	検査・調査内容	対象	不正経理の額
07~08年の検査 (07年度報告)	愛知県など12道府県	約11億円	
08~09年の検査 (08年度報告)	千葉県など26府県と2政令指定都市、13中核市	約32億円	
自治体の独自調査	24都道府県と3政令指定市	約29億円	
08~09年の検査 (08年度報告)	経済産業省資源エネルギー庁(本庁)	約7千万円	
同上	環境省地方環境事務所など国出先機関	約1億5千万円	

年5月には県職員が詐欺容疑で逮捕された。不正の中身は、業者への預け金から約500万円を返金させたり、収入印紙などの金券約1580万円を納入させた上で約1300万円を換金させたりしていた。また、業者に納入させた図書カードなどの券約600万円のうち約550万円は使途不明に。

他にも、納入させたノートパソコンなどの備品約2億8千万円分のうち約4千万円分が相次いで発覚。これを機に内部調査が急速に進み、今ままだつた。一方、地方自治体から「国庫の補助金の不正なら、国自身も調べるべきだ」と反発を受けたため、検査院は国や国の品後に代金を支払う仕組みだ工エネでは各課の購入依頼を会計室が受け、業者から納めた。10月の朝日新聞の取材には「地方のような不正はできない」と強調していたが、実際は同室の担当者が書類を偽造していたため、預けのような不正を可能にし、予算消化を装っていた。

平成21年度分の直轄事業負担金の請求について

平成22年度に事務費（業務取扱費）について抜本的な見直しを行うが、平成21年度の請求においては、特に地方にとって分かりにくい退職手当、営繕宿舎費は請求しない。

- ・仮に、全国知事会の意見に沿って、業務取扱費の一部経費については平成21年度の請求をしないとしても、平成21年度に予定されている経費の支出自体は避け難い。
このため、業務取扱費の一部経費について地方負担金を請求しない場合には、工事費等を節減して国費により必要経費を肩代わりすることが必要。
しかしながら、現行予算の範囲内で、これまで各都道府県等と調整をしながら進んできた工事費等を節減することには限界もあるため、請求しない経費の範囲を幅広くすることは困難である。
- ・また、今年度の地方交付税は現行の直轄事業負担金の範囲を前提に所要額を措置済みである。
- ・一方、平成22年度からは、事務費に係る補助金の廃止とあわせて業務取扱費の抜本的な見直しを行うこととしているものの、平成21年度においては一定の限界があるなかで、業務取扱費に係る直轄事業負担金のみを一部見直すこととなることから、各方面の指摘や全国知事会の要望も強く、また、直轄事業の実施との関係が相対的にわかりにくい、退職手当、営繕宿舎費について請求しないものとする。
- ・なお、公務災害補償費は、補助事業においても同趣旨の経費が対象となっている。
- ・そもそも、事務費（業務取扱費）に係る直轄事業負担金と補助金とは、性格が異なっており、管理職の人事費については、専ら、かつ、直接的に直轄事業に従事する職員の分であることから、直轄事業負担金の対象としている
- ・また、直轄事業負担金の対象となる業務取扱費に対して、補助事業の事務費比率と同じ上限率の設定をすることはできない。（補助事業の事務費比率は、平成8年度に行われた事務費の実態調査を踏まえ決定されている。）

業務取扱費に係る直轄事業負担金は、直轄事業のみを行う国の実施体制の確保に直接必要な経費について、受益者負担の観点から、地元地方公共団体と分担するもの。

事務費に係る補助金は、単独事業を行う地方公共団体の通常の実施体制では不足する別途の追加的な実施体制の確保に必要な事務費について、支援するもの（受益者負担の観点から助成するものではない）。

工程表(素案)について

○平成21年度

- ・ 詳細な内訳明細を再提示。
- ・ 平成21年度の直轄事業負担金について、退職手当、營繕宿舎費については請求しない。

○平成22年度

- ・ 直轄事業負担金の業務取扱費を全廃し、あわせて補助金の事務費も全廃。
- ・ 修繕を除く維持管理費について全額を国が負担(次期通常国会に関連法案を提出)。修繕分は、検討を継続。
- ・ 一級水系に係る流水占用料等について、管理者である国の帰属とする(次期通常国会に関連法案を提出)。

○平成22年度～平成25年度まで

- ・ 直轄事業負担金の問題は、国と地方の役割分担のあり方等、地域主権の実現に関する様々な課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら検討を行い、現行制度(新設・改築、修繕)の廃止とその後の在り方について結論を得る。

(検討すべき事項)

- ・ 社会資本整備に関する国と地方の役割分担
- ・ 社会資本整備の遅れている地方への配慮
- ・ 社会資本整備の円滑・着実な推進方策
- ・ 関連する諸制度の取扱い

等

直轄事業負担金に関するワーキングチーム（仮称）

議事次第

平成21年11月19日（木）
9：00～45分程度
国土交通省4階省議室

1. 開会
2. 挨拶（各政務官）
3. 意見交換
4. 閉会

〔配布資料〕

- ・直轄事業負担金に関するワーキングチームの設置について（案）
- ・当面の検討事項（案）

（参考資料）

- ・11月10日閣僚懇談会 総務大臣発言要旨
- ・11月10日閣僚懇談会 国土交通大臣発言要旨
- ・「マニフェスト」・「政策集インデックス2009」（抄）
- ・直轄事業負担金制度の改革に関する申し合わせ（7月14日全国知事会）
- ・直轄事業負担金等に関する概算要求における取扱いについて

（11月2日国土交通省）

- ・直轄事業負担金制度に関する意見交換会資料（抄）（11月2日意見交換会）

直轄事業負担金制度等に関するワーキングチームの設置について（案）

1. 趣旨

「道路・河川・ダム等の全ての国直轄事業における負担金制度を廃止」（マニフェスト）の実施に向け、直轄事業負担金制度等の課題を検討・整理し、工程表（素案）の作成等を行う関係省の大蔵政務官からなるワーキングチームを設置する。

2. 構成（メンバー）

- ・ 小川淳也 総務大臣政務官
- ・ 大串博志 財務大臣政務官
- ・ 佐々木隆博 農林水産大臣政務官
- ・ 長安豊 国土交通大臣政務官（座長）

3. 当面のスケジュール

当面は、平成22年度予算における直轄事業負担金制度等の見直しや工程表（素案）の検討を行う。

- 第1回 立ち上げ（11月中旬）
- 第2回 論点整理（11月下旬）
- 第3回 22年度予算における方針の取りまとめ（12月上旬）
- 工程表（素案）については、12月中に取りまとめる。

なお、22年度予算における方針及び工程表（素案）については、取りまとめ後速やかに地方と意見交換を行う。

4. その他

ワーキングチームの事務局は、関係省の協力を得て、国土交通省において処理する。

当面の検討事項（案）

1. 平成22年度予算における直轄事業負担金制度等の見直しについて
 - 維持管理費負担金等の見直しについて
 - ・修繕費に係る負担金の取扱い
 - ・流水占用料等の帰属
 - ・法令上の取扱い等
 - 直轄事業負担金の対象範囲の見直し
 - ・業務取扱費に係る負担金の見直し
2. 工程表（素案）の作成について
3. その他
 - ・平成21年度分の直轄事業負担金の請求について

マニフェスト（抜粋）：

28. 国の出先機関、直轄事業に対する地方の負担金は廃止する。

【具体策】

○ 道路・河川・ダム等の全ての国直轄事業における負担金制度を廃止し、地方の約1兆円の負担をなくす。それに伴う地方交付税の減額は行わない。

政策集 INDEX2009（抜粋）：

国直轄事業の地方負担金制度の廃止

国直轄事業に対する地方負担金制度は、地方の財政状況や事業の必要性に関わりなく、国が地方に一方的に負担を求めるものであり、地方から批判の声が上がっています。同制度を廃止し、地方の負担をなくします。また、廃止により、各自治体に交付する地方交付税の額が減らないように措置します。これにより、自治体が従来負担金に充てていた財源の使途を自由に決定できるようになる効果も期待できます。

直轄事業負担金制度の改革に関する申し合わせ

～ 直轄事業負担金の支払い基準及び今後の廃止方針 ～

平成21年7月14日
全 国 知 事 会

1 負担金の対象範囲等は平成21年度分から見直し

全国知事会は、負担金の対象範囲等について、職員の退職手当や恒久的な庁舎・職員住宅等に係る建設費など国庫補助事業では認められていない経費や直轄事業との関係が不明確な経費を明確に除外するなどの見直しを求めているところである。

しかし、国土交通省は本年度分は既に予算の割り振りが済んでおり、本年度からの対応は困難との姿勢である。

このまま国からの詳細な情報開示と全国知事会が提案する負担金の対象範囲等の基準を踏まえた適正な請求がなされなければ、各都道府県は議会や住民への説明責任が果たせず、平成21年度分の負担金の支払いはできない。
(別紙参照)

2 維持管理費負担金は平成22年度から廃止

維持管理費負担金は、本来、管理主体である国が負担すべきであり、また、都道府県管理施設については都道府県が負担していることとの均衡を欠くことから、平成22年度から直ちに廃止すべきである。

3 直轄事業負担金制度は廃止

地方分権の推進の観点に立ち、国による事業は、国土保全や広域的な交通の確保など、本来国が責任を持つべき事業に縮減し、その他の事業は地方に権限と財源を一体的に移譲し、国直轄事業負担金は廃止すべきである。

なお、その際には、社会資本整備が遅れている地方に影響が生じないよう配慮するものとする。

4 市町村負担金の見直し

市町村負担金は、直轄事業負担金制度の改革の主旨を踏まえ同様に見直す。

5 地方の意見が反映できる制度を直ちに創設

事業の採択・実施等に関しては、地方公共団体が住民に対し説明責任が果たせるよう、国と地方が対等な立場で十分に協議し、地方の意見が反映できる制度を法定化すべきである。

併せて、各年度の事業内容や負担金の積算内訳等について、早い段階での詳細な説明や情報提供を行うべきである。
(別紙参照)

直轄事業負担金の対象範囲等の基準

1 基本的な考え方

負担金の対象範囲等は、「直轄事業の実施に直接要する経費」、「国庫補助事業の取扱と同様の内容」とする。

2 事前協議・情報開示等

■事前協議

事業の計画・実施・変更などの各段階において、国と地方が対等な立場で協議し、地方の意見が反映できるよう、事前の協議を法定化。

■事業実施計画書の提出

4月末までに予定額通知書と併せ、事業毎に経費内容の内訳明細、算出根拠等を付した「事業実施計画書」を提出。(事業内容変更時も同様)

■完了実績報告書の提出

事業完了後に、補助事業における実績報告と同様の内容で情報提供を行い、各都道府県は履行確認を実施。

3 負担金の対象範囲

費目等	内 容			
建設費				
共 通	<input type="radio"/> ○ 直轄事業の実施に直接関わる業務に限り対象とする。 <input type="radio"/> ○ 複数年度又は複数自治体に跨っている業務は自治体毎に適正に業務量を算定して所要経費を按分する。			
工事費	<input type="radio"/> ○ 工事、測量及試験、用地及補償、船舶及機械器具、附帯工事、事業委託、事業車両に要する経費。			
業 務 取 扱 費	共 通 <input type="radio"/> ○ 国庫補助事業との均衡から制限率等を設定。			
	人件費 <input type="radio"/> ○ 工事への直接関与する者を対象とし、管理職は対象外。 <input type="radio"/> ○ 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。 退職手当 <input type="radio"/> ○ 補助事業と同様に対象外。 公務災害補償費 <input type="radio"/> ○ 補助事業と同様に対象外。			
	事務費 <table border="1"> <tr> <td>當 繕 宿 舎 費</td> <td> <input type="radio"/> ○ 直轄事業の工事施工に直接必要な現場事務所等に限る。 <input type="radio"/> ○ 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。 </td> </tr> </table>	當 繕 宿 舎 費	<input type="radio"/> ○ 直轄事業の工事施工に直接必要な現場事務所等に限る。 <input type="radio"/> ○ 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。	
當 繕 宿 舎 費	<input type="radio"/> ○ 直轄事業の工事施工に直接必要な現場事務所等に限る。 <input type="radio"/> ○ 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。			
維持管理費（22年度から廃止）				
21年度分に係る対象範囲等については、基本的には建設費に準じる。				
<input type="radio"/> ○ 建設事業と維持管理事業に係る経費を明確に区分。 <input type="radio"/> ○ 受益の範囲が複数年度、複数自治体に跨る経費は、適正に按分。				